

男女共同参画ビジョン

- 21世紀の新たな価値の創造 -

平成8年7月30日

総理府 男女共同参画審議会

はじめに

男女共同参画 - それは、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成を目指すものである。

今世紀は、人類の歴史上初めて、男女平等が普遍的な価値として受け入れられ、そのための社会の枠組みが形づくられた時代であった。男女平等の最も基本的な指標の一つである参政権についてみれば、今世紀が幕を開けた時点で女性が国政レベルの選挙権を有していた国はニュージーランドのみであったが、ほぼ一世紀を経た現在では、女性が選挙権を持たない国はわずか数か国に過ぎない。

我が国では、戦後、憲法に男女平等の理念がうたわれて以来、国連などの国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた各種の法律や制度の整備が図られてきた。その結果、法律や制度の上では、男女の平等がかなりの程度達成されたように見える。

しかし、男女共同参画社会を実現する上では依然として多くの課題が残されている。しかも、21世紀の到来まで4年余りとなった今日、男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

男女に中立的に見える法律や制度であっても、それらが社会の中で実際に機能した結果として、女性に対する差別や男女の固定的な役割分担の維持・強化につながることもある。また、人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中には、いまだに女性に対する差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方に基づくものも見られる。こうした社会の在り方は、

真の男女平等の達成を困難にし、様々な分野で自らの可能性を開花させることを望んでいる女性のみならず、自由な生き方を求めようとする男性の行く手をも阻んでいる。それゆえ、法律や制度の整備はもとより、広く社会の慣習・慣行、人々の意識に至るまで、男女の事実上の平等という観点から検討し、改革することが求められるのである。

我が国の経済・社会環境は、少子・高齢化の進展、経済活動の成熟化・国際化、情報通信の高度化など、かつてない速さで変化し、歴史的な転換期を迎えている。こうした経済・社会環境は、男女共同参画社会の早急な実現を要請している。もとより男女平等は、基本的に人権にかかわる問題であり、いかなる経済・社会環境の下であっても、その達成に向けてたゆまぬ努力が求められる。同時に、急速に変化する経済・社会環境の下で、我が国社会の新たな発展の道筋を切り拓き、将来にわたって豊かで安心できる経済・社会を築いていく上で、女性と男性が、社会のあらゆる分野に対等なパートナーとして参画することこそが肝要な条件であることを、強く認識すべきである。男女共同参画社会の実現に最大限の努力を傾注しないならば、我が国社会が目下迫られている歴史的な変革を成し遂げることは極めて困難になろう。

国連憲章はその前文で、基本的人権と人間の尊厳及び価値、男女の同権に関する信念をうたい上げているが、今日なお世界の各地で多くの女性が貧困や飢餓に苦しみ、内戦や地域紛争の下で人権の侵害に脅かされている。こうした現実を目の当たりにするとき、地球社会が連帯して取り組むべき課題は多く、かつ重いことを痛感せざるをえない。貧困、人口、

環境など地球規模の問題の解決なしには女性の地位向上は実現せず、逆に、男女平等を追求することなくしてそれらの地球規模問題を解決することも不可能である。

1975年(昭和50年)の国際婦人年以来、国連は、「平等・開発・平和」の3つの目標を掲げてきた。均衡のとれた持続可能な経済・社会・人間の開発を実現していく上で、男女の共同参画は不可欠である。また、我が国の婦人参政権運動の先駆者市川房枝は、「平和なくして平等なく、平等なくして平和なし」と、平和と平等が相互の実現のために欠くべからざるものであることを強調したが、その意義は今日いささかも薄らいでいない。平等・開発・平和は、相互に密接に関連し補完しあうものであり、いずれの要素も欠くことはできない。

我が国は、戦後、国際社会の援助を受けながら荒廃から立ち上がり、今日では世界でも有数の経済力を持つに至った。男女共同参画社会を実現するために国内的な課題の解決に鋭意努めるとともに、地球社会の一員として、女性の地位向上と男女共同参画のための国際的な取組においても、大きな役割と責任を果たすことが我が国に期待されている。

当審議会は、平成6年8月、内閣総理大臣から「男女共同参画社会の形成に向けて、21世紀を展望した総合的ビジョン」について諮問を受け、以来約2年にわたり幅広い観点から審議を進めてきた。その結果、昨年北京で開催された第4回世界女性会議の成果や関係各方面から寄せられた意見なども踏まえ、おおむね2010年までを念頭に置いて男女共同参画社会への展望とその取組について以下のとおり取りまとめた。

当審議会は、政府に対して、この答申を踏まえて、速やかに現行の「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」を見直し新たな行動計画を策定するとともに、策定後はその総合的かつ効果的な推進に努めるように強く希望する。その際、地方公共団体、NGO、国民各層の意見が十分に反映されるように配慮する必要がある。

今世紀に残されたわずかな期間と来世紀初頭における取組が、男女共同参画社会への流れを確実なものとして定着させ、来るべき21世紀が真の平等を基

礎した男女の新しい関係に飛躍する時代となることを願ってやまない。

第1部 男女共同参画社会への展望

21世紀に向けて、男女共同参画社会づくりの施策を総合的に進めるためには、まず、目指すべき男女共同参画社会の理念を確立し、明確な目標を示すことが必要である。さらに、これらの理念と目標に基づき具体的な取組を進めるためには、今後、我が国の経済・社会環境にどのような変化が生じるのかを見通しておくことが不可欠である。

1 男女共同参画社会の基本的な考え方

(1) 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会は、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

この答申は、女性と男性が、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)に縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会の実現を目指すものである。

(2) 男女共同参画社会の理念と目標

人権は人類が共有する普遍的価値であり、男女共同参画社会の根底を成す基本的理念である。すべての施策は、男女の人権があらゆる場において平等に尊重され、公平に実現されることにより、個々の人生が可能な限り豊かに全うできることに結びつかなければならない。そして、このことをすべての国で実現していくためには、世界の平和が保たれていることが極めて重要な前提である。

我が国において、男女平等は、法の下での平等として憲法にうたわれ、各種の法律や制度の中にも位置付けられているが、これを社会に深く根づかせ事実上の平等を達成するにはいまだ至っていない。そのため、男女共同参画社会の実現に向けて必要とされる女性問題の解決を念頭に置きつつ、それらと表裏の関係にある男性の諸問題も視野に入れ、あらためて次の5つの目標を提示する。

ア 人権の確立

男女共同参画社会は個人が尊重される品格ある社会であり、その基礎にある理念は人権の確立である。女性に対する差別や暴力が根絶され、女性が社会のあらゆる分野で自立し、自らの存在に誇りを持つことができると同時に、一人の人間として敬意が払われる社会の形成は、人権の確立なくしてはありえない。

イ 政策・方針決定過程への参画による民主主義の成熟

社会の構成員が等しく政策・方針決定過程に参画し、その利益を享受するとともに責任を追うことが民主主義の基本である。政策・方針決定過程における男女共同参画は、社会の構成をより正確に反映し、民主主義の成熟を促すことによって、バランスのとれた社会の形成に寄与する。

ウ 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点の定着と深化

あらゆる社会システムの構築とその運営に当たっては、それらが実質的に女性と男性にどのような影響を与えるかを、常に検討する必要がある。社会の制度や仕組みが性差別を明示的に設けていないだけでは、あるいは文面の上で男女平等が規定してあるだけでは、男女共同参画社会の実現には不十分である。このようなジェンダーに敏感な視点を定着・深化させ、事実上の平等の達成に向けて努力しなければならない。

エ 新たな価値の創造

女性の社会参画の意義は、単に女性の労働力を社会に生かすということにとどまらない。豊かな21世紀を切り開く新たな価値は、多様な人々が社会のあらゆる分野に参画することによって創造される。また、これにより、従来論理では行き詰まった様々な問題にも道が開かれるとともに、男性も多様な生き方を選択することが可能となり、男女共に、より質の高い生活を実現することができる。

オ 地球社会への貢献

国により政治、経済、社会、文化の状況が異なっているにもかかわらず、女性問題には共通するものが多く、国際婦人年（1975年（昭和50年））以来国連が掲げる「平等・開発・平和」の目標達成に向け、各国が連帯して問題に取り組むことは当然である。また、今日早急な解決が求められている貧困、人口、

環境などをめぐる地球規模の問題への取組は、女性の地位向上なしには十分な成果を期しえないし、逆に、女性の地位向上それ自体が地球規模の問題解決に大きく依存するものであることを認識しなければならない。我が国は、女性が抱えるこれらの問題に関して積極的かつ真摯に取り組むことを通じて、地球社会へ積極的に貢献していく必要がある。

2 男女共同参画社会と経済・社会環境

女性と男性が、社会のあらゆる分野において共同参画することは、人権の確立という理念から要請されるべきところであり、その実現は本来いかなる経済・社会状況にあっても、優先されるべき課題である。男女共同参画はそうしたものとして、歴史の流れの中に確実に進展してきたともいえよう。

しかし、環境や資源の制約が明らかに強まる21世紀を迎えるに当たって、男女共同参画の進展が経済・社会の動向に与えるインパクトを軽視すべきではないし、また、経済・社会の在り方とその変化が男女共同参画社会の実現を必要とするという側面にも注目すべきである。男女共同参画社会の実現が比較的容易に達成されるか、困難を極めるかは、経済・社会の様々な環境によって大きく影響を受ける。したがって、経済・社会環境の現状とその変化の方向、さらに関連する政策全般を視野に入れて、実現への取組を進めていくことが不可欠である。

来るべき21世紀に向けて、我が国の経済・社会環境に生じる主要な変化としては、人口構成における少子・高齢化、経済活動の成熟化と国際化、企業や国民生活の情報化等の加速的な進展が考えられる。これらの変化は、社会のあらゆる分野における男女共同参画を必要不可欠なものとしているとともに、それらが家族形態や地域社会の変化と相まって、男女共同参画社会の実現の大きな促進要因になる側面を有している。

他方、今日、我が国においては、女性の人権は法制度上はおおむね確立しているものの、実質的にはいまだ十分に保障されているとはいえない。しかも、経済・社会環境の変化は、女性の人権の保障を一層危うくし、個人のレベルのみならず、国民経済的な損失を生み出しかねない側面をも持っている。

これらのマイナス面をできる限り抑制し、前述の

プラス面を生かしていくことによって、男女共同参画社会の円滑な実現が図られるであろう。そのための諸施策は、男性にも少なからぬメリットをもたらすとともに、今後目指すべき活力ある福祉社会の建設にも不可欠のものである。

(1) 少子・高齢化の進展

我が国では、1995年（平成7年）から生産年齢人口（15歳から64歳）の減少が始まっており、少子化の労働市場への影響は既に現実のものとなっている。この傾向がどの程度労働力人口の減少につながるかは、当面、主として今後の女性の就業率の動向にかかっているといても過言ではない。他方、男女が職業生活と家庭生活を両立できるための社会的支援を一層充実させることは、出生率の回復を通じて将来の生産年齢人口の減少そのものに歯止めをかけることにもなる。

少子・高齢化によって人口全体に占める65歳以上の高齢者比率が高まることは、租税と社会保険料の負担を合わせた国民負担の増大を通じて、勤労者世代の可処分（手取り）所得の伸びを一層低める要因となる。さらに、今後、女性の就業率が十分に高まらず、労働力供給が大きく減少するならば、それは、長期的な経済成長率の低下をもたらす大きな要因となる。就業を望む女性がそれを妨げられず、職業生活と家庭生活を両立できることは、女性の権利の保障であるとともに、今後の経済・社会の円滑な運営にとっても、また、国民全体の生活水準の維持にとっても、重要な条件であるといえよう。

こうした中で、現在の社会システムには、妻を夫の被扶養者と位置付けるような、従来の女性の役割観を反映した仕組みが残されているとの指摘があり、それらの制度が維持されれば、労働供給制約を一層強める要因となることが懸念される。また、特に後期高齢層（75歳以上）を中心とした要介護者の増加は、それがこれまでのようにもっぱら女性による家族介護によって対処されるならば、女性の就業を抑制する大きな要因となる。そうなれば経済成長が更に抑制されるだけでなく、男性を中心とした勤労者の負担もそれだけ大きなものとなり、我が国の経済活力が損なわれる危険性が大きい。

しかし、このような労働市場における需給の逼迫は、労働者、特に女性労働者にとっては有利に働く要因となる。それは、既に進行している女性の大学

進学率の高まりや、専攻分野における男女間格差の縮小の傾向、女性自身の職業能力の開発の努力等と相まって、従来は企業にとって補助的な労働力とみなされていた女性の能力を十分にいかさなければ、経営が成り立たなくなるからである。

また、高齢化に伴う経済成長の長期的な減速と雇用者の平均年齢の高まりは、既に生じているような、年齢・勤続年数に大きく依存した企業内賃金体系の見直しを促進する要因としても働く。これは労働市場における需給逼迫と相まって、雇用者の企業間移動を促進し、特定企業への定着率の男女差を縮小する要因となる。また、特に大企業での中途採用機会が拡大することは、生涯を通じて労働市場への入・退出を視野に入れて働こうとする雇用者にとっては、格差を縮小する方向に作用し、より大きな利益となる。職場における男女の共同参画を促進する諸施策は、以上のような女性の能力の活用と格差縮小の気運を助長しつつ、女性の就業率の上昇に資するものと期待される。

いうまでもなく、こうした雇用の流動化（*）が男女共同参画社会の形成に貢献しうするためには、流動化に対応した社会的な安全弁として、雇用者の生活を支える基本的な労働条件の確保や、多様な形態の雇用者をめぐる公正な社会的ルール確立・透明化等の労働市場環境の整備が同時に組み合わせられる必要がある。

（*）雇用の流動化：この答申では、年齢・勤続年数に大きく依存した企業内賃金体系の見直しと雇用者の企業間移動の増大の動きを指す。

(2) 国内経済活動の成熟化と国際化

我が国の一人当たりの国内総生産は、既に先進国の中でも最高水準に達しており、その豊かな国内市場は、開発途上国の急速な追い上げの主要な目標となっている。こうした中で、国内市場で競争力を失った衰退産業を単に保護するための規制が持続すれば、それが新規産業の発展を妨げる大きな要因となる。また、そうした衰退産業保護のコストが、高齢化に伴う国民負担の急速な増大と相まって、本来であれば国内にとどまったであろう成長産業までが海外に移転するといった「産業空洞化」を招く危険性もある。

しかし、他方で規制緩和が促進され、また、雇用

の流動化が社会的な安全弁を伴って進展すれば、産業構造の変化が円滑に実現されるものと考えられ、産業構造の高付加価値型へのシフトが進むとともに国際的にみて生産性の低い産業が縮小あるいは海外へ移転するなどして、「国際分業」が円滑に進む可能性も大きい。そうなれば、中小企業にとって新たなビジネスチャンスが開け、専門的・技術的職業を中心とした就業機会が一層拡大する。また、高齢化の下で長期的に増大する要介護者に対し、良質な介護サービスを提供する産業が育つような環境が整備されれば、男女が共に職業生活を全うできる可能性が増大する。他方ではそれは適切な資格をもつ専門的な職種の就業機会の増加に結びつく。こうした産業構造の変化は、特に女性にとって質の高い就業機会の拡大に貢献する要因となることが期待される。なお、産業構造の転換に伴い一時的に雇用が不安定なものとなり、その影響が女性に強く及ぶという懸念もあることに留意する必要がある。

(3) 情報通信の高度化

職場や家庭における情報化の急速な進展は、情報通信へのアクセスの簡便化と情報共有の即時性をもたらす反面、個人間や企業間での情報力格差の拡大をもたらし、それが社会の所得格差を広げる懸念もある。

また、情報化に伴う情報関連ビジネスの成長は、年齢や学歴、性別にとらわれない良好な就業機会の拡大をもたらす。さらに、情報機器や通信ネットワークの普及は、専門的な職種の増加やテレワーク（情報通信を活用した在宅勤務やサテライトオフィス等の遠隔型勤務形態）など就業形態・勤務形態の多様化を促し、これらに見合った適切な能力開発が行われれば、いずれも女性の就業にとって好ましい方向に働く。

他方で、情報機器の普及は、職場内部における従来の仕事経験の陳腐化を促進し、中高年男性に対する若年男女の相対的な優位性を高め、前述した高齢化の影響と合わせて、年齢間の賃金格差を縮小させる一つの要因となる。現在の男女間賃金格差が特に中高年齢層で著しく拡大することを考慮すれば、年功賃金カーブが緩やかになることは、職場における男女の共同参画とあいまって、女性と男性の平均的な賃金格差を縮小させる一つの要因ともなる。

(4) 家族形態の多様化

今後の経済・社会環境の変化の下で、家族規模の縮小と、特に高齢者を中心とした単身世帯の増加が顕著となるなど、家族形態の多様化が進むものと見られる。また、雇用の流動化の下で、職場における男女間の就業機会や賃金の平等化が進めば、それは共稼ぎ世帯*)の比率を一層高め、家族内部での女性の経済的な地位を向上させる一つの要因ともなる。しかし、女性の就業の拡大にもかかわらず、家庭生活における男女の共同参画と、これに対する社会的支援が進まないならば、女性の負担が一層増大することとなり、家族の育児・介護能力が低下したり、家庭内の不平等感が高まるとの危惧もある。

今後、男性が育児・介護を積極的に担うなど家庭内における自らの役割を充実させ、他方で、多様なニーズに対応した多様な主体による育児・介護サービスの充実等が進むことによって、男女が就業と育児・介護を両立できる基盤が形成されれば、それは、女性の継続的な就業を可能にするとともに、家庭生活の満足度を高め、さらには少子、高齢化への対応策ともなる。また、男女共同参画によって女性の経済的な自立が進めば、それが労働時間の短縮と相まって、男女間の育児・介護を含む家事労働の分担の公平化をもたらす方向にも強く働くという相乗効果が期待される。それによって、親子・夫婦間などの家族の結びつきは、経済的な必要性よりも、より精神的なものに重点が置かれるようになる。

雇用の流動化や家族形態の多様化は、また、人々が個人としての生きがいをより重視する方向への価値観の変化に結びつき、それが一層の経済・社会の変化をもたらす大きな要因として連鎖的に働くと思われる。

(*) 共稼ぎ世帯：この答申では、夫婦がそれぞれ別個の収入を得ている世帯を指す。自営業世帯のうち、夫婦が共に家業に従事し、得られた収入が夫婦に一体的に帰属する世帯（共働き世帯）と区別する意味で用いる。

(5) 地域社会の変化

雇用の流動化が進めば、それは個人の生きがいの場が、職場中心から家庭や地域社会にもバランスをとって展開される大きなきっかけとなる。これまでのように、職場の中で大部分の時間を過ごすのではなく、週当たり労働時間の短縮や有給休暇の計画的な消化が進めば、女性も男性も私生活のために用い

る時間的な余裕が増える。また、そうなれば、性別・年齢を問わず、個人が自ら選択した地域コミュニティへの参加も一層容易なものとなる。

第二次大戦後約半世紀にわたって、地域における多彩な活動のかなりの部分が、大小のNGOをよりどころに、職業に携わらない活力ある女性たちによって担われ、発展してきた。こうしたNGOの働きは今後の社会変化に大きな役割を持つとみられるが、女性の就業の拡大は居住地域の昼間人口の減少を招き、コミュニティを空洞化させるとの懸念も指摘されている。しかし、職業経験や多様な社会経済を持つ女性の増加は、地域の活動に新たな活力をもたらすとともに、地域における意思決定過程への女性の参画を促し、地域の活性化と男女間の役割の平等化に寄与することも期待できる。これらはNGOを活性化させ、その影響力を強めるとともに、生涯にわたる学習意欲の高まりと相まって、市民活動を通じた個人の能力の社会還元をもたらすことを予想させる。

以上のように長期的な経済・社会環境の変化は、女性だけでなく男性にとっても男女共同参画社会を実現する必要性を一層高める方向に働く。少子・高齢化の進展は、我が国でも、ちょうど北欧諸国のように、女性の能力を十分にいかしつつ、より少ない勤労者世代で経済・社会を効率的に運営しなければならない状況へと向かわせる。また、開発途上国からの急速な追い上げの中で、新しい産業や企業の発展なしには、国内の雇用や生活水準を維持することは困難であるが、これらの新規産業においては、女性は重要な担い手となる。さらに、性別や学歴にとらわれない職種を主体とする情報化の進展も、職場での女性と男性の共同参画を不可欠なものとする。このように、今後の経済・社会環境の変化は、従来のように性別に深く根ざした雇用慣行や社会システムを維持することのコストを高め、男女共同参画社会に対応できない企業や産業の活力をそぐ大きな要因となるであろう。

個人生活においても、今後の経済・社会環境の変化の中で、これまでのような所得の大幅な増加が望めなくなれば、家族の中で夫だけに所得の源泉を求めることは一層困難となり、夫婦の間で仕事と家事・育児等を公平に分担することが、家族の在り方としてより合理的な選択となるであろう。また、このよ

うな変化は、自営業世帯の夫婦が共同経営者であることをより明確なものとするであろう。

さらに、個人の生きがいの場としての職場の役割が低下すれば、それに代わって、個人のより平等な参加を前提とした地域社会が、女性だけでなく、男性にとっても重要な意味をもつものとなり、人生の安定感を高める上で大きく貢献するであろう。

今後の経済・社会環境の変化は、ジェンダーを前提とした職場・家庭・地域の在り方が温存されたままでは、現在の状況を一層悪化させ、大きな社会的損失を招く危険性をもっている。しかし、そうした環境の変化は、以下で述べるような適切な施策が取られれば、男女共同参画社会をより早く実現するための強力なバネとなる。

第2部 男女共同参画社会への取組

男女共同参画社会の実現に当たっては、まず、女性問題の解決が必要である。そのためには、個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもった存在となること（女性のエンパワーメント）を目指さねばならない。加えて、社会の在り方や男性の意識・行動を変革していくことも同様に重要である。国、地方公共団体はもとより、企業や各種の団体、国民一人一人は自らの問題として、以下に示す課題に取り組む必要がある。

1 性別による偏りのない社会システムの構築

(1) 性別による偏りにつながる制度・慣行の見直し・検討

〔取組の視点〕

社会の様々な制度・慣行の中には、元来女性と男性の固定的な役割分担を前提とするものや、それ自体は明示的に性別による区別を設けていない場合でも、女性と男性の置かれている立場の違いや固定的な性別役割分担意識などを反映して、実質的には女性と男性に中立的に機能しないものが少なくない。さらに、こうした制度・慣行を通じて、人々の意識に固定的な性別役割分担の考え方が形成されている面がある。このような制度・慣行は、それが形成された当時の女性と男性の役割分担を基にし、あるいは世帯に着目して個人を把握する考え方を残している結果、性別による偏りにつながっているものが多

い。

21世紀を間近に控えている現在、家庭や職場のみならず社会のあらゆる分野に女性と男性が対等な構成員として共同して参画するための条件を今から整備しておかなければならない。そのため、女性と男性の固定的な役割分担を前提とした制度・慣行を男女平等の視点に立って見直すことはもとより、様々な制度・慣行の中に残されている世帯単位の考え方を個人単位にあらため、個人がどのような生き方を選択しても、それに対して中立的に働くような社会の枠組みを確立していくことが必要である。

〔具体的な取組〕

夫婦が別の氏を称することを認めていない民法の現行制度の下では、女性が婚姻により氏を改めることが一般的となっているが、同制度は氏を改めた者に社会生活上の不便が生ずることがあるなど、女性の社会進出の上での障害ともなっている。

このため、男女共同参画社会の形成を促進する観点から、選択的な夫婦別氏制（*1）を認めることなどを内容とする婚姻制度等に関する民法改正を早期に実現すべきである。

なお、離婚に際しての破綻主義（*2）に関する規定が整備されることとなる場合には、離婚後の女性が社会的・経済的な困窮に陥ることのないように、自立支援等のための関連諸制度について一層の整備・充実を図る必要がある。

配偶者に係る税制や社会保障制度、企業の配偶者手当等の中には、妻が家庭にとどまり夫に扶養される場合が多数であった時期に比べ、女性の就業意識・就業状況が大きく異なってきたこと等から問題が指摘されているものがある。既に関係審議会の答申等においても、配偶者に係る税制については、女性の就業に対する税制の中立性を損なうこととなっているとの指摘もあるとされており、また、社会保障制度については、妻を夫の被扶養者として位置づけるような、従来の女性の役割を反映した仕組が残されているとの指摘がなされている。これらの制度については、女性の社会進出の現状、家庭内で行われる育児や介護等の社会的評価の在り方、様々な世帯形態の間における公平性、個人のライフスタイル選択に対する中立性等の観点から、総合的に検討する必要がある。

このため、配偶者に係る税制、国民年金制度に

おける被用者の被扶養配偶者（第3号被保険者）、遺族年金の在り方や夫婦間での年金権の分割、健康保険制度における被扶養配偶者などに係る問題については、関係審議会の答申や国民各層の意見等を踏まえ、男女共同参画社会の形成の観点にも立って、速やかに検討し、必要に応じて制度の見直しを行うべきである。また、税制や社会保障制度の所得限度額を目安として決められるのが現状である企業の配偶者手当等に関しては、労使でその在り方について検討を行うことが強く望まれる。

職場・家庭・地域における様々な慣行の中でも、性別による偏りにつながるおそれのあるものは、国民一人一人が積極的に見直していくことが望まれる。

（*1）選択的な夫婦別氏制：夫婦が、夫又は妻の氏を称する（同氏）か、各自の婚姻前の氏を称する（別氏）か、婚姻の際に選択できる制度

（*2）破綻主義：夫婦の婚姻関係が実質的に損なわれ回復の見込みがない場合に、婚姻関係の解消を認める考え方

（2）男女が共に有償労働と無償労働をバランス良く担える社会制度の構築

〔取組の視点〕

家庭で行われる育児や介護、地域におけるボランティア活動などの家庭や地域社会における活動は、人間の生命や生活の維持・再生産に直接係わるものである。これらの活動は、多くの場合、報酬を得ることを目的としていない。しかし、これらの活動は、それが行われなければ公共のサービス等によって代替されなければならないという点で、多くの経済的価値を持つ社会的機能と考えられる。本来、これらの活動は女性と男性が対等に分かち合い、あるいは、社会全体で担っていくべきものである。また、農林水産業、商工業等の自営業における家族従業者の労働は、目に見える形で評価されることが少ないが、同様の仕事を雇用労働者が行うとすれば当然賃金が支払われるものであり、家族従業者と雇用労働者の経済的な貢献は何ら変わるものではない。このような労働に対しては女性であっても男性であっても適切な経済的評価が与えられなければならない。

これらの活動はいわゆる無償労働（アンペイドワーク）として、先進国、開発途上国を問わず女性によって多く担われているが、賃金や報酬を伴わず数

量的に把握することが困難なことから、女性の貢献が目に見える形で表示されることは少ない。無償労働を数量的に把握することは、これらの活動の重要性に対する社会や男性の認識を高め、男性の積極的な参画を促進する。同時に、そのことは、女性の果たしている役割に対する過少な評価や、報酬を伴う有償の労働を中心に構築された社会の枠組みを改めることにもつながるものであり、女性と男性の責任分担、貢献に見合った成果の配分の改善に寄与する。また、2で述べる労働時間の短縮や男女の賃金格差の是正なども、女性と男性が共に無償労働にも有償労働にも携わることのできる条件整備として極めて重要である。

〔具体的な取組〕

無償労働の形態、程度、分布等を明らかにするため、今後とも詳細な時間使用調査を定期的を実施する必要がある。また、無償労働を計量化するための手法について、国際機関や諸外国における取組の動向等にも配慮しつつ、調査研究を進めるべきである。

農林水産業、商工業等の自営業における家族従業については、特に女性の実態を一層的確に把握するための統計情報の整備を進めることが不可欠である。その際、女性の果たしている役割が的確に把握できるように統計調査の設計と結果の分析を行う必要がある。

また、女性を含む家族従業者の地位を明確にし、働きに応じて個々人名義の労働報酬を担保する観点から、2(2)で述べる農業における家族経営協定の一層の普及促進に努めるべきである。

家庭で行われている育児・介護等については、少子・高齢化の急速な進展や諸外国の事例等も踏まえつつ、社会全体がどのように分担していくべきか、経済的な評価やその帰属、費用の分担はどのようにあるべきかなどの検討を進めるべきである。

(3) 生活者の視点が反映された社会基盤の整備
〔取組の視点〕

社会のあらゆる分野で女性と男性が自らの能力を十分に発揮し、自己実現を図っていくためには、人々の生活が行われる社会基盤が、生活者(*)の視点を十分に反映して整備されている必要がある。ともしれば障害のない成人男性を前提としがちであった

国土づくり、町づくり、住まいづくり、生産・消費活動、技術開発などにおいて、女性や高齢者、障害者、子ども等の生活ニーズが十分に反映されることは、これらの人々の社会参画を容易なものとするばかりでなく、生活者としての男性にとってもまた、暮らしやすい社会基盤の整備につながるものである。

このような社会基盤の整備に当たっては、女性を生活者として男性を労働者として画一的に位置付けることなく、女性も男性も生活者であり労働者であることを念頭に置かなければならない。

(*)生活者：この答申では、「家庭や地域との関わりに着目してとらえられる個人」という意味で、職業との関わりに着目してとらえられる個人と対置させて用いている。

〔具体的な取組〕

多様な暮らしを前提とした社会基盤の整備を図る観点から、国土計画、都市計画、地域振興、環境保全等について、生活者の視点やニーズの取り入れを図るとともに、これらに関する政策・方針決定の場へ女性の積極的な参画を促進すべきである。

家庭や地域での男女共同参画を促進する観点に立って、働く女性や男性の参画を容易にする、生活に関連する設備・施設の整備や技術・商品の開発、住宅開発、通信技術開発等の振興を促すべきである。

障害者の自立と社会参画を促進するため、交通機関、建築物等における物理的な障壁、資格制限等による制度的な障壁、点字や手話サービスの欠如による文化・情報面の障壁、さらには障害者を庇護されるべき存在としてとらえる等の心の壁が取り払われるように、各種の施策を総合的に推進していく必要がある。

2 職場・家庭・地域における男女共同参画の確立

(1) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

〔取組の視点〕

性別や家族的責任などにかかわらず、自ら選択した労働によって自らの生計を立てる機会を得る権利の保障は、男女共同参画にとって極めて重要な課題である。我が国においては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉

の増進に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)が施行されてから既に10年が経過し、女性の職場進出はかなりの程度進展した。しかしながら、昨今の女子学生等の就職難にみられるように依然として女性を取り巻く環境は厳しく、雇用の分野における女性と男性の均等な機会と待遇が十分に確保されるように、法制度を見直すことが求められている。

女性は、現状では、パートタイム労働、派遣労働など多様な就業形態をとって働いている場合が多い。特にパートタイム労働は、仕事と家庭の両立を図りやすい就業形態であること、正社員として働く場がないことなどの理由からこれを選択するものが多く、近年その労働者数が増加しており、女性労働者の3割を超えている。また、最近の情報通信技術の飛躍的な発展に伴い、これを活用した新たな勤務形態も現実のものとなりつつある。こうした勤務形態は、適正な就業条件が確保されれば、男女双方にとって仕事と家庭・地域との両立を図りやすい、良質で柔軟な雇用機会をもたらすものである。これらの就業形態についても、適正な労働条件の確保等、雇用管理の改善等を図り、個性や能力を生かした多様な働き方が可能な環境を整備することが不可欠である。その際、女性と男性の職務分離を助長したり低賃金の補助的業務や不安定雇用で女性を固定化することのないように留意すべきである。

近年、自らビジネスを起こすいわゆる起業について、性別にかかわらず関心が高まっている。しかし、特に女性の場合には、職業経験に乏しい者や事業に関連した仕事に携わった経験のない者が多く、また、女性に対する先入観等から、起業に関して様々な困難が予想される。このため、起業を希望する女性に対する支援の充実が求められる。さらに、新しい働き方を実践できる場としてNPO(*1)やワーカーズコレクティブ(*2)なども注目されつつあり、こうした動向にも今後配慮していくことが必要である。

(*1) NPO (Non - Profit Organization) : 民間非営利組織。福祉、人権、環境、開発途上国への援助等の分野で公益活動を展開する市民団体。

(*2) ワーカーズコレクティブ (worker ' s collective) : 住民が地域を拠点に自発的に組織し、自主的に経営・管理する事業体。福祉・教育、環境保全、消費生活などに関わり社会的に有用でありながら企業化されていない分野での活動が多い。

〔具体的な取組〕

企業において、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った雇用管理が行われることはもとより、個人としての能力に着目した公正で透明な人事制度の確立、女性に対する積極的な能力開発機会の付与、研修を通じた管理職の意識改革等により、女性の職域の拡大、管理職への登用が積極的に進められることが期待される。このためには、企業が自ら雇用管理の実態を点検し、問題点を把握し、これに基づき雇用管理の改善に計画的に取り組むことが重要であり、こうした取組を促進するための施策を早急に充実する必要がある。

職場における女性の苦情・不満については、未組織労働者を含めた労使の自主的な解決を促進させ、迅速・簡便な紛争解決を図るという観点から、全国の婦人少年室等が、女性労働者及び使用者に対し、より一層機動的な援助を行う必要がある。もとより、労働組合の意思決定レベルへの女性の参画を高めること等により、労使による企業内の紛争解決の仕組みを充実していくことも重要である。

男女雇用機会均等法については、男女双方に対する差別的な取扱を禁止し均等な機会と待遇を確保するための実効性のある法制度を確立するという観点から、紛争解決手段の在り方を含めその見直しについて幅広く検討を行うべきである。また、労働基準法の子供保護規定(妊娠及び出産に係るものを除く。)に関しては、男女の労働者が共に職業生活と家庭生活とを両立できる条件整備を念頭に置きつつ、男女同一の法的枠組みの整備の検討を期待したい。

なお、妊娠中及び出産後も安心して働ける環境を整備するため、妊産婦の健康管理に係る施策の充実を図ることが必要であり、さらに、働く女性の継続的な健康管理を支援する施策を充実させていく必要がある。

「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」(ILO第100号条約)及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)の趣旨にのっとり、労働基準法に定められた男女同一賃金の原則の徹底を図るべきである。また、女性と男性の賃金格差をもたらしている原因の分析・改善方策の検討を行うなど格差是正に向けた積極

的な取組が必要である。

パートタイム労働者については、補助的・臨時的な労働力としてではなく、我が国経済・社会を支える重要な労働力であるとの認識に基づき、その能力が有効に発揮できるように、雇用の安定、いわゆるフルタイム労働者との均衡のとれた適正な労働条件の確保、職業能力の開発向上を図る等の条件整備に向けて、一層積極的な取組が求められる。また、労働者派遣事業の適切な運営を確保するとともに、対象業務の拡大に当たっては、派遣労働者の雇用の安定や適正な労働条件等が確保されるように留意すべきである。

テレワーク等新たに普及しつつある就業形態・勤務形態についても、就業条件の整備に努めるべきである。

事業を起こすことを希望する女性に対して、経営管理、マーケティング、法制度等に関する基礎的な知識や関連情報の提供を充実させる必要がある。さらに、近年、起業家を支援する公的機関や民間において資金援助、貸付、債務保証等の取組が進められているが、今後、こうした取組が一層活発に行われるように支援していくことが必要である。

(2) 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の促進

〔取組の視点〕

女性は、農業就業人口の6割を占め、農産加工への取組や地域の諸行事への参画などを通じて、農林漁業生産や農山漁村地域の活性化に大きく貢献している。商工業等の自営業においても、女性が経営者又は家族従業者として生産活動に大きな役割を担うとともに、家庭の維持と地域社会の発展に寄与している。

一方、女性が果たしている役割の重要性にもかかわらず、これらの事業経営や地域における女性の貢献は、生産と生活が密接不可分であることや、地域に残る固定的な役割分担意識や慣習などから、それに見合った評価がなされておらず、女性の方針決定への参画も進んでいない。このため、女性の貢献の明確化や能力発揮の促進、方針決定過程への参画の促進などが求められている。

農林水産業、商工業等の自営業に携わる女性が、自らの人生を自主的に設計し、その貢献に見合う評

価を受け、仕事においても家庭においても自信と充実感をもって暮らし、男性と対等なパートナーとして参画していくことのできる社会を目指していかなければならない。

〔具体的な取組〕

農林水産業、商工業等の自営業に従事する女性について、生産や地域活動の担い手としての社会的認知を高めるとともに、地域における固定的な役割分担意識や慣習を是正し男性の積極的な家庭への参画を促すため、多様な方法により広報・啓発を展開する必要がある。

働きに応じた収益の分配、資産の形成を通じた女性の経済的な地位の向上、就業環境の整備、就業条件の明確化等を図る観点から、経営体における家族員相互間のルールとしての家族経営協定について、一層の普及とその内容の充実に努める必要がある。また、老後生活の安定と家族農業経営の近代化を図るため、農業に専従する女性に加入の途が拡大された農業者年金について、その周知に努め女性の加入を促進すべきである。（*）

農林水産業、商工業等の自営業に従事する女性は、生産と生活の両面において過重な負担を強いられることが多い。このため、地域における育児や介護に関する施設やサービスの充実を図るとともに、それらを気軽に利用できるように意識改革に努めることが必要である。また、女性の主体的な活動を支援するため、定期的な休日の確保、病気など不測・緊急時の対応、多様な社会活動への参画等が可能となるような労力補完の仕組みの構築について、地域の実態に則した取組が行われるべきである。

配偶者との結婚等をきっかけとして農林水産業や商工業等の自営業に携わる女性は、生産技術・経営に関する基本的な研修や訓練を受けていない場合が多い。このため、基礎的な知識や技術、経営管理能力を修得できる研修や交流の機会を一層拡大する必要がある。また、女性の意欲や自信を増大させ、その活躍できる場を拡大するため、女性の能力を認定し一定の地位と評価を与える施策に取り組む必要がある。

農林水産業、商工業等の自営業において女性の果たしている役割の重要性にたてらして、地域の生産・生活に関するあらゆる方針決定の場において、

今後、女性の参画を飛躍的に高めていくことが必要である。

農林漁業者、商工業者が組織する農業協同組合、漁業協同組合、商工組合等に、女性が正組合員として加入することを一層促進すべきである。また、女性の意思を組合の運営に反映させるため、女性の役員への登用や方針決定過程への女性の参画などについて、具体的な実現方法を組合ごとに検討し、早急に取り入れることが望ましい。農業委員、土地改良区の役員等にも女性を積極的に登用することが望ましい。さらに、農山漁村の地域開発事業等の計画策定についても、女性が委員として関与し得るような方策を積極的に検討する必要がある。

(*) 農業者年金への女性の加入の途の拡大：1995年（平成7年）6月の農業者年金基金法の改正により、1996年（平成8年）度から、夫と共に農業に専従し、家族経営協定を締結するなど実質的な農業経営者と認められる女性について、農地の権利名義を有しない場合も含めて、農業者年金への加入の途が拡大された。

(3) 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援 〔取組の視点〕

女子差別撤廃条約は、その前文において家庭責任(*)は女性と男性が共に担うべきことを強調している。

また、我が国が1995年（平成7年）6月に批准した「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」（以下「ILO第156号条約」という。）は、性別にかかわらず、育児や介護といった家族的責任(*)を持つ労働者が差別を受けることなく、できるだけ職業上の責任と家族的責任とを両立することができるようにすることを目的としている。これらは、男女共同参画社会の最も基本的な考え方の一つを示すものであり、その趣旨に沿って各種施策を一層充実することが強く求められている。

我が国においても、育児・介護休業の法制化など職業生活と家庭生活の両立支援のための施策の充実が図られてきているが、依然として育児や介護と仕事の両立とは容易ではない。特に介護については、高齢化の急速な進展に伴い、介護に悩む労働者、介護のために退職することを余儀なくされる者が増加するなど今後一層深刻な問題となると予想される。現在、こうした育児・介護の責任の多くは女性が担

っているが、男性の家事時間は極めて短いばかりか1975年（昭和50年）の国際婦人年以降ですらほとんど伸びておらず、家庭生活に主体的に参画している男性は極めて少ない。また、離婚の増加等により増えているひとり親家族にあっては、特にその育児に係る負担は大きい。こうした状況の中で、女性と男性が共に職場へ参画していくためには、家庭責任を男女が共に担い、特に育児・介護については社会全体もその負担を分かち合っていくことが必要である。あわせて、ひとり親家庭の置かれている状況に応じた支援の充実が求められる。

家庭・地域へ男性が参画することは、女性に偏っている負担を分かち合うことにとどまらず、男性に自ら育児に携わることの喜びや地域社会の一員としての実感といった、これまで見過ごされがちであった新たな価値、仕事を離れた生きがいを見いだすことを可能とし、男性にとっても、真に豊かな生活の実現につながるものとなる。

(*) 家庭責任と家族的責任：家族的責任 (family responsibilities)

は、被扶養者である子に対する責任、及び介護又は援助が必要な他の近親の家族に対する責任をいい、もっぱら育児及び介護がこれに当たると考えられる。一方、家庭責任 (family obligation) は、これよりやや広く、家庭を維持していく上で求められる責務をいい、育児や介護の他に家事なども含まれると考えられる。

〔具体的な取組〕

育児については、社会全体が支援すべきものであるから、子どもを健やかに産み育てられる環境を整備し、仕事との両立が図られるように努めなければならない。このため、低年齢児保育、延長保育、緊急・一時保育、放課後の児童への施策等、多様なニーズに対応した多様な主体による保育サービスの充実とその質の向上、子育てに伴う経済的負担の軽減、子育てに関する相談体制の整備等を着実に推進する必要がある。また、子どもが健全に育つことを保障するために、女性の社会進出や就業形態の多様化等を踏まえ、女性と男性が共に育児にかかわることができる環境の整備等といった幅広い観点から、今後の児童家庭福祉体系を作り上げていく必要がある。

介護については、その負担が要介護者の家族に集中されることなく、社会全体が分かち合ってい

く必要があるとの観点に立って、在宅福祉・施設福祉に係るサービス基盤の大幅な拡充に努めるとともに、介護にかかわるマンパワーの養成・確保、福祉用具、住宅等の開発・普及等介護を支援するための施策を着実に推進すべきである。

育児休業制度、介護休業制度等の普及・定着を図る必要がある。また、事業所内託児施設の設置・運営等、仕事と育児や介護との両立を支援する措置を講ずる事業主に対する援助、育児や介護を行う労働者に対する相談・情報提供等を充実させていくことが必要である。さらに、育児や介護等のために退職した者に対する再就職の支援の充実も重要である。

ひとり親家庭は子どもの養育等で不安を抱えており、特に母子家庭においてはその置かれている状況から、経済的、社会的自立がより困難で、生活が不安定なものとなりがちである。これらの家庭の生活の安定と自立の促進を図る観点から、福祉及び雇用の両面からニーズに応じたきめ細かな対策を一層充実していくことが必要である。

男女の労働者が家庭生活を楽しみ、地域へ参画できる時間的ゆとりを確保する観点から、労働時間の短縮の流れを一層確実なものとし、構造改革のための経済社会計画の目標である年間総労働時間1800時間の達成・定着に向けて、年次有給休暇の取得促進、完全週休2日制の普及促進、所定外労働の削減に一層努めるべきである。またフレックスタイム制等の更なる普及にも努める必要がある。

職場中心の意識・ライフスタイルを家庭や地域への参画との調和のとれるものとするために、特に男性労働者の意識変革が望まれる。また、企業における各種の制度・慣行についても、労働者の職場中心の意識・ライフスタイルを助長してはいいないかという観点から見直すとともに、リフレッシュ休暇の導入等企業が労働者の家庭・地域参画を支援するような取組を充実させていくことも期待される。

社会への貢献意識の高まりは、地域社会を豊かにする鍵となるものであり、今後、いつでも誰でも関心に応じてボランティア活動に参加できるような環境整備が重要である。このため、情報提供の充実に努めるとともに、各種ボランティアの活

動の場の開発、知識や技術修得のための学習機会の提供、ボランティア休暇制度の導入促進等が必要である。また、ボランティア活動を行う団体を社会的に支援する仕組みの検討も必要である。

(4) 高齢期における男女共同参画の促進 〔取組の視点〕

21世紀初頭の本格的な高齢社会の到来を控え、男女が家庭・地域で抱える問題が一層顕在化してくることが予測されており、高齢期における男女共同参画をいかに実現していくかがこれまでも増して重要な課題となっている。

すなわち、高齢者に占める女性の割合は男性の割合を大きく上回っており、高齢者が直面する問題の多くは、女性により大きな影響を与えることとなる。現状では、女性は、青壮年期における職業生活の中断やパートタイム労働など相対的に賃金の低い働き方の結果として、高齢期の経済的自立が確保されていない場合が多く、こうした状況が女性の自己実現の妨げともなっている。また、女性は、自身の年齢や職業の有無にかかわらず、高齢の親や配偶者、配偶者の親等を介護する側としての役割を担っており、本格的な高齢社会の到来は女性にとってとりわけ深刻な問題となると予想される。

他方、男性は、青壮年期に職場中心の生活を送りがちなことから、高齢期を迎えて、地域社会との結びつきや仕事を離れた生きがいを持っていなかったり、家事など日常生活面で自立できていないという問題に直面することが多い。

今後、活力ある福祉社会の建設に当たって、女性の社会参画・経済的自立と男性の日常生活上の自立とを支援し、男女が平等な立場で高齢期を安心して迎えられる環境を整備していくことが求められる。

〔具体的な取組〕

高齢者介護については、家族形態の変化、女性の就業の増加等も視野に入れつつ、高齢者自身の自立を社会的に支援する新たな介護システムを早期に確立する必要がある。その際、現状では公私の介護労働の大部分を女性が担っていること、要介護者には女性が多いこと等にてらして、女性の意見を十分反映させることが重要である。また、新たな高齢者介護システムは、特に家庭における介護を女性に固定化することのないように配慮すべきである。

高齢者が生き生きと充実した生活を送るためには、高齢期においても日常生活でできるだけ長く自立し、社会とのつながりを保ち続けることが重要である。このため、高齢者の自立を支援する生活機器の開発・普及、高齢者に対する情報提供、高齢者が培ってきた経験や能力、技術を社会に還元する機会の充実等を通じて、高齢者の社会参画の促進を図る必要がある。

3. 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進 〔取組の視点〕

政策・方針決定過程において女性が男性と平等に参画することは、民主主義の要請であるとともに、女性の関心事項が考慮され、政策に反映されるための必要条件でもある。このため、国際社会においては、1990年（平成2年）5月、国連経済社会理事会で採択されたナイロビ将来戦略勧告が「意思決定レベルの地位における女性比率を1995年までに30%にする」ことを目標とし、北欧諸国などは既にこの水準を上回る女性の参画を実現している。我が国では、女性の社会参画が急速に進んでいるにもかかわらず、政策・方針決定過程への女性の参画は、公的分野・私的分野を問わず、遅れた状況にある。

国や地方公共団体においては、施策の対象の半数を女性が占め、また、同様に施策の影響も受けることから、特に政策・方針決定過程に女性が積極的に参画する必要がある。このような観点から、国は、1977年（昭和52年）以来、目標を定めて審議会等委員への女性の積極的参画を図り、1995年（平成7年）度末には、新国内行動計画（第1次改定）の目標である15%を達成し、新たな目標を設定したところである。しかし、ナイロビ将来戦略勧告の目標達成期限は既に経過していることなどを考慮すれば、更なる努力が求められる。

また、民間の企業や団体においては、方針決定過程へ女性を差別することなく登用することが要請される。その際、方針決定過程に多様な背景をもった人が参画することによってもたらされる新たな発想や価値観を通じて、組織全体に有形・無形のメリットが及ぶことに積極的に目を向けるべきである。

政策・方針決定過程への女性の参画の促進に当たっては、公的視野・私的視野を問わず、現状や改善

すべき点について定期的に把握・分析しながら計画的な取組を進めることが重要である。今後、飛躍的な女性の参画を促すためには、女性の参画が進んでいる諸外国の例も参考としつつ、各機関や団体が、分野に応じた適切なポジティブ・アクション（3（2）参照）に自主的に取り組むことが効果的と考えられる。同時に、女性のエンパワーメントや人材に関する情報の重要性も忘れてはならない。

男女共同参画社会の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画の促進は格段の努力が必要とされる分野であることを念頭に、今後とも社会のあらゆる分野で取組が行われなければならない。
〔具体的な取組〕

内閣は行政における最高の意思決定機関であり、女性が閣僚に積極的に登用されることを期待する。これにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的とし全閣僚により構成される男女共同参画推進本部（第3部1参照）への女性の参画が確保できる。

また、国会及び地方議会における活動への女性の参画が進み、女性の議員が増加することが期待される。列国議会同盟（*）の行動計画や第4回世界女性会議で採択された行動綱領が求めているように、政党においても、政策・方針決定過程への女性の参画促進に鋭意努めることが望まれる。

国の審議会等委員への女性の参画に関して、新国内行動計画（第1次改定）の目標が達成されたことは、明確な目標を設定し絶えず現状を把握・分析しながら取組を進めることの有効性を示すものである。引き続き国の審議会等委員への女性の参画を促進し、政府の新たな目標（およそ10年程度の間30%、2000年（平成12年）度末までのできるだけ早い時期に20%）について、期限の到来を待たずに達成するように努めるべきである。その際、定期的に各審議会の現状を調査・分析・公表しながら取組を進める必要がある。また、審議会等委員への女性の参画については、引き続き女性委員のいない審議会等の解消、団体推薦による委員への女性の参画促進、幅広い分野からの女性の参画などに留意すべきである。さらに、法律に基づいて任命・委嘱される委員、国が委嘱する各種のモニター等についても、女性の参画を促進す

るための具体的な取組が必要である。

ほとんどの都道府県・指定都市においても、審議会等委員への女性の参画について目標値と達成期限を設定して取組が進められているが、目標達成に向けて今後とも継続して取り組まれることが望ましい。さらに、このような取組が市区町村にも普及し強化されることが望ましく、そのための都道府県の支援と助言を期待したい。

国は、引き続き女性公務員の採用、登用、職域拡大及び能力開発に努めるべきである。その際、採用、昇進等の状況を定期的に調査、公表し、改善が必要とされた課題への取組を示した計画（公務員の採用・登用等に関する男女共同参画計画（仮称））を策定することを検討すべきである。また、地方公共団体においても、同様の取組が期待される。特殊法人など政府関係機関や、大学を始めとする高等教育機関及び研究機関においても、女性の一層の参画が望まれる。

民間企業においても、女性の登用に積極的に配慮することが望まれる。また、経営者団体や労働組合を始めとする民間機関や団体においても、方針決定過程への女性の参画を促進することが切に望まれる。

政策・方針決定過程への女性の参画を一層促進するための環境整備として、女性の人材に関する幅広い情報を収集し、関係者が随時活用できるようなデータベースを構築すべきである。また、地方公共団体のデータベース整備を積極的に支援するとともに、そのネットワーク化についても検討すべきである。地方公共団体や民間団体等が行う女性リーダーの養成についても、積極的な支援を行うべきである。

（＊）列国議会同盟（IPU：Inter - Parliamentary Union）：1889年設立の各国の国会議員による国際団体。1996年（平成8年）4月現在135か国が加盟。IPU日本議員団は衆参全議員で構成されている。1994年（平成6年）3月、パリで開催された第154回評議員会で「政治活動における男女間の不均衡是正のためのIPU行動計画」を採択。

（2）積極的参画推進措置（ポジティブ・アクション）の検討

〔取組の視点〕

女子差別撤廃条約第4条は「締約国が男女の事実

上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない」としている。

このような措置は、一般にポジティブ・アクション、又はアフーマティブ・アクションと呼ばれ、歴史的な積み重ねによって生じている女性と男性の格差を解消し、女性の参画を促進するための効果的な方策として、諸外国においては政策・方針決定過程、雇用、政治活動、教育など様々な分野で、法制化を含めた各種の取組が行われている。その手法としては、ある分野において参画すべき女性の数や比率を定めこれを強制する割当制（クォータ）、一定の目標とその達成のための期限を設定して女性と男性の置かれた状況を把握しつつ女性の参画を自主的に促進する取組（ゴール・アンド・タイムテーブル）、女性の能力等に対する社会意識啓発、情報等の優先的提供など、実施される分野や実施する主体などに応じて多様な形態が採用されている。

我が国においては、この種の取組の典型例の一つとして、（1）で述べたように、国や地方公共団体が審議会等委員への女性の参画を促進するため、明確な目標と達成期限を定めて取組を行っており、一定の成果を上げている。今後我が国においても、適用されるべき分野やその際の手法等に留意しつつ、ポジティブ・アクションについて、積極的な取組が進められるべきである。

〔具体的な取組〕

我が国への新たなポジティブ・アクションの導入の可能性について、憲法に定める法の下での平等の法規範間の整合性を踏まえ、ポジティブ・アクションを導入している諸外国の実態等を参考にしつつ、導入可能な分野、その際の手法、コスト、実効性を担保する仕組み等の諸点につき、法制化も視野に入れた総合的な検討が行われるべきである。

上記の総合的な検討と併せて、雇用の分野においてポジティブ・アクションの導入に向けて企業等が自主的に取組を進めることへの期待が高いことから、ガイドラインの策定、取組事例の紹介など企業が自主的にその導入を図るための支援策についても検討すべきである。

農業協同組合、漁業協同組合、商工組合、労働組合等において、組合への加入とその方針決定過

程への女性の参画が着実に進められるように、目標とその達成のための期限を設定するなど具体的な取組が展開されることを期待したい。

4 性別にとらわれずに生きる権利を推進・擁護する取組の強化

(1) 女性に対する暴力の撤廃

〔取組の視点〕

女性に対する暴力は、女性の人権及び基本的自由の享受を妨げ、侵害するものである。それは、個人の問題にとどまるものではなく、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む重大な社会的・構造的問題の一つである

女性に対する暴力は単に身体的な危害にとどまるものではない。1993年（平成5年）に国連総会で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」（以下「女性に対する暴力撤廃宣言」という。）の第一条によれば、女性に対する暴力とは、性別に基づく暴力行為であって、女性に対して身体的、性的、若しくは心理的な危害又は苦痛となる行為、あるいはそうなるおそれのある行為であり、さらに、そのような行為の威嚇、強制もしくはいわれのない自由の剥奪をも含み、それらが公的生活で起こるか私生活で起こるかを問わないとされている。女性に対する暴力の撤廃に向けて、まず、社会のすべての構成員がこのことを明確に認識する必要がある。

女性に対する暴力は、女性の生活に恐怖と不安を植えつけ、女性の活動を束縛し、自信を失わせ、平等の達成を阻み、開発・平和の障害となっている。とりわけ、少女への暴力の影響は深刻である。

女性に対する暴力は、それを表沙汰にすることへの心理的抵抗や社会的圧力から潜在化する傾向があり、これまでその取組は必ずしも十分でなかった。しかし、近年、国際社会においては、女性に対する暴力が強く意識されるようになり、昨年北京で開催された第4回世界女性会議においても、この問題は重要な課題の一つとして実効ある取組が要請されている。我が国においても、NGO等の取組によって、女性に対する暴力の実態が次第に明らかにされつつある。また、過去において女性の名誉と尊厳を深く傷つきたいわゆる従軍慰安婦問題への反省に立った、内外の女性に対する暴力の撤廃に向けた取組も必要となっている。

こうした現状を踏まえ、国内においては、強姦や強制わいせつなどの性犯罪、売買春はもとより、職場などでのセクシュアル・ハラスメント（*）、家庭内など私的領域における暴力についても、その撤廃に向けた早急な検討が必要になっている。その際、国内の外国人女性に対する暴力についても十分な配慮が払われるべきである。また、国際社会と手を携えて、女性に対する暴力を根絶するために力を尽くす必要がある。

（*）セクシュアル・ハラスメント（sexual harassment）：

相手方の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり、又はそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。（「女子雇用管理とコミュニケーション・ギャップに関する研究会報告書」（平成5年10月・労働省委託調査）による概念。）

〔具体的な取組〕

強姦などの性犯罪、少女に対する性的虐待、売買春、夫等からの暴力、その他あらゆる形態の女性に対する暴力については、女性の人権を保障する視点に立って実効的に対処する必要がある。このため、性犯罪及び児童虐待・淫行の防止、性犯罪への厳正な対処等の観点から、予防活動から事後的救済まで、現行の関連法令、関連制度を総合的に検討し、必要な場合には性犯罪の処罰規定の見直しや新たな法的措置などを講ずるべきである。また、関係機関の有機的な連携の確保を図る必要がある。その際、いずれの場合も、被害女性のプライバシーの保護に十分配慮する必要がある。

売買春については、組織暴力による犯罪の巧妙化や多様化、被害者の低年齢化、海外旅行者による買春など国境を越えた売買奉行動の広がり等の今日的な状況にてらして、内外の女性の人権の保障という視点からの総合的かつ積極的な取組が望まれる。

特に、児童が相手方となる買春については、児童の権利に関する条約のより効果的な履行の観点からも厳正な対処が求められる。現在、我が国では、13歳未満の少女を相手方とした場合には刑法の強姦罪の規定により処罰されるなどの法的対応がとられているが、その以外の児童を相手方とした場合は地方公共団体ごとの条例による対応に委

ねられている。最近ではテレホンクラブ等を媒体とした少女の性的被害が増加しており、また、東南アジア等における児童買春が国際的な問題となっている。今後、現行法令の運用状況、国際機関や諸外国における取組の動向等を踏まえ、少女の保護の観点から、新たな形態による児童買春や国外での児童買春への実効的な対応等については、少女が自らの人権を尊重するように、性教育を充実させ、保護者の意識を啓発することが重要であるとともに、児童の相手方の処罰の在り方を含めて検討すべきである。

なお、売買春に関する諸問題を、女性の人権の保障、男女共同参画社会の実現という新たな観点に立って検討するため、当審議会と売春対策審議会の関係の在り方を含め、これらの問題を審議する体制の見直しを進めるべきである。

暴力によって危機的状況に陥った女性については、緊急に一時保護し加害者から隔離するとともに、これらの女性の治療や相談に当たり、社会復帰のための場を提供するなど被害女性の保護・救済を図り、その社会的・経済的自立を支援する必要がある。

このため、緊急一時保護機能を有する公的施設の整備・充実を図るとともに、女性に対する暴力の実態に対応して、その活動内容の見直しを行い適切な措置をとるべきである。また、被害女性に対する各種の支援については、従来からNGOによる主体的な活動が重要な役割を果たしているため、これらの団体が運営する相談・救援施設（シェルター等）に対して、社会全体の認識を高め、情報提供や財政的支援を図っていくことが期待される。

また、我が国に滞在する外国人女性については、その人権が十分確保されるように、暴力被害者の救済等各種の取組を一層強化する必要がある。

女性に対する暴力に係る事案の取り調べ、訴追、裁判、相談、救済等に直接携わる、警察官、検察・矯正職員、入国警備官、医療・福祉関係職員等を対象とした、女性の人権擁護の視点からの研修の充実、被害者への対応に関する規範等を定めたガイドラインの作成等が必要である。

また、専門の担当職員や女性職員の配置・訓練等により、被害を受けた女性がその被害を訴えやすい環境を整備することが必要である。こうした

取組を一層実効あるものとするため、被害者救済等に関する各分野の専門的知識を持った人材を確保・育成することが望まれる。相談・救済機関の連絡先等被害者が必要とする情報を幅広く提供することも必要である。

あわせて、女性に対する暴力の撤廃に向けて、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行い、社会全体に認識の浸透を図るべきである。被害を受けた女性の側に安易に原因を求めるような姿勢は厳しくいましめられなければならない。広報・啓発に当たっては、女性に対する暴力の撤廃に向けた国際社会の決意を示す「女性に対する暴力撤廃宣言」を、誰にも理解できる表現を用いて、広く周知すべきである。

さらに、公的機関とNGOが密接な連携を保ちつつ、女性に対する暴力について実態を把握し、暴力の原因や被害者に対する影響、効果的な予防方策等に関する研究を進める必要がある。

セクシュアル・ハラスメントについては、女性と男性の認識に差が大きいので、企業や学校等において、特に男性の意識啓発のための研修や学習機会を充実させるとともに、セクシュアル・ハラスメントを防止するための手引書の作成・活用・問題が生じた場合の相談・苦情処理の仕組みの整備等が重要である。セクシュアル・ハラスメントへの対策については、今後、法的整備も含めて、その有効な方策の検討を進めることが必要である。

女性に対する暴力撤廃に取り組む国際機関やNGOに対して、積極的な支援を行うべきである。特に、UNIFEM（国連婦人開発基金）においては、我が国が提案した決議に基づき、女性に対する暴力撤廃のための基金の設置が検討されているところであり、我が国としては、同基金の設立及びその運営に当たって、基金への拠出等積極的に貢献していく必要がある。また、女性に対する暴力撤廃については、内外のNGOが連携を保ちつつ活発な取組を行っているところであり、これらのNGOに対する積極的な支援が期待される。

(2) メディアにおける人権の推進・擁護

〔取組の視点〕

表現の自由は憲法に保障された権利であり尊重されるべきであるが、同様に尊重されるべき人権を侵害する表現まで無制限に保障されるものではない。

このことを、メディアに携わる者はもとより、社会全体が認識すべきである。表現の自由を享受する者は、表現される側の人権や、性・暴力表現に接しない自由にも十分な配慮を払うべき責任を負う。女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報によって、青少年の健全な育成が妨げられたり、実際の性犯罪が引き起こされる可能性も否定できない。また、性を商品化した情報が日常生活にまであふれる現状は、国際社会の中にあっても際立っており、我が国の社会の品位に対する重大なマイナスイメージになっている。

性別に基づく固定観念がメディアによって伝達されれば、人々の意識や行動、社会の規範や文化に大きな影響を与え、性別にとらわれない多様な生き方の可能性を狭める。とりわけ、女性も男性も「自分らしさ」を求めて多様な生き方を志向する傾向が強まっている中では、そのような固定観念が、人々の生き方の選択にとって大きな障害となる。メディアは、変化する女性と男性の実像を伝え、性別に基づく固定観念の変化を促す積極的な役割を期待されている。

21世紀に向けて情報通信の一層の高度化が進むものと予想され、各種のメディアによってもたらされる情報は、女性のエンパワーメントを助け、人々の意識や行動、社会の変革を加速する大きな可能性を秘めている。メディアが自らの社会的影響力と責任を自覚し、男女共同参画社会の実現に向けて主要な役割の一翼を担うことを期待したい。

〔具体的な取組〕

性の商品化や暴力表現の是正等に向け、番組基準、倫理規程等の厳守などメディアの自主的な取組の一層の推進や社会的配慮の徹底が望まれる。また、諸外国における取組も参考としつつ、メディアにおける人権尊重を推進するための方策や、性・暴力表現を扱ったメディアを青少年やそれらに接することを望まない着から隔離するための方策を検討すべきである。

いわゆる児童ポルノなど児童を対象とした性・暴力表現は、本人の意思にかかわらず児童の人権に対する重大な侵害であり、成人を対象とする性・暴力表現に比して一層厳格な対応が必要である。児童を対象とした性・暴力表現については、その実態を把握した上で、国民各層の意見を踏まえ

つつ、メディアにおける自主的な規制を促進するとともに、実効的な措置を検討すべきである。

インターネットに代表される新たなメディアにおけるわいせつ情報や性の商品化については、現行法令による厳正な対処に努めるとともに、接続事業者による自主的なルールの形成と遵守、情報提供者のモラルの確立が望まれる。インターネットについては、国境を越えて瞬時に情報が伝達される一方、わいせつに対する考え方も国によって異なることから、メディアの特性に応じた実効的な規制の在り方に関して、国際的な動向も踏まえつつ早急に検討することが必要である。

メディアにおいては、性別に基づく固定観念にとらわれない、女性と男性の多様なイメージを社会に浸透させることが必要である。特に、公的機関が作成する広報、刊行物等については、女性と男性の表現に関するガイドラインを策定すべきである。また、民間のメディアにおいても、固定観念にとらわれない女性像・男性像を積極的に取り上げるための自主的な取組が望まれる。

性の商品化や暴力表現、固定的な性別役割分担に基づく表現などは、企画、制作、編集などのメディアのあらゆる段階に女性の参画が進むことによって改善が期待できるので、メディアに関する企業や組織における女性の積極的な登用が望まれる。その際、特に方針決定の場への女性の参画を一層促進することが重要である。また、メディアに携わる者が女性の人権に対する認識を深め、ジェンダーに敏感な視点を養うことができるような研修機会の充実なども期待したい。

メディアにおける人権の確立のためには、受け手側の意見や要望と送り手側の考え方や取組に関する情報とが広く交換されることが望ましい。このため、メディアの送り手と受け手が相互に意見を交換できる機会を一層拡充することが望まれる。受け手側の意見や要望の表明、伝達においては、メディアを日常的に注視、分析しているNGOが重要な役割を果たすことを期待したい。また、苦情処理機関の設置等第三者による評価の在り方についても検討を進めるべきである。

(3) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利(*))の確立
〔取組の視点〕

女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受することは、女性のエンパワーメントの基本であり、男女共同参画社会の実現の前提でもある。健康とは、病気や病弱でないことではなく、身体的、精神的及び社会的に安寧な状態にあることを意味する。

女性の身体には妊娠や出産のための仕組みが備わっており、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。1994年（平成6年）9月にカイロで開催された国際人口・開発会議では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという概念が提唱され国際的な注目を集め、さらに、翌年9月に北京で開催された第4回世界女性会議では、これが女性の人権として位置付けられた。

リプロダクティブ・ヘルスはライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方で、リプロダクティブ・ライツはそれをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念である。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題、不妊、安全な避妊・中絶、性感染症の予防、患者の人権を尊重した治療の在り方などの生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

我が国ではこれまで、女性の健康については、子どもを産み育てる側面から大きな関心が向けられ、女性自身の健康及びこれに関する女性の自己決定への配慮が必ずしも十分でなかったとの指摘がなされている。今後は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての考え方を広く社会に浸透させ、その視点に立って女性のライフサイクルを通じた健康に配慮する総合的な政策が望まれる。

近年、我が国では少子化が進行している。その背景には、人々が望む子どもの数と実際に産む子どもの数が乖離していることにもみられるように、出産や育児などに伴う精神的・身体的・経済的負担から出産、時には結婚を回避する傾向がみられる。一方では、今なお、女性は子どもを産んで一人前といった考え方が根強くあり、こうした社会的圧力に悩む女性も少なくない。これらは、いずれもリプロダク

ティブ・ヘルス/ライツが十分に保障されていないことの表れとみることができる。

人々が自由な選択によって子どもを産み育て、子どもを持つことが男女双方の喜びとなるように、2（3）で述べた仕事と家庭の両立支援なども含めて、子どもを安心して産み育てられる社会的・経済的環境を整備する必要がある。その際、子どもを持たない、あるいは持てない人々に対する十分な配慮が必要である。

（*）リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（reproductive health / rights）の訳語については、様々な議論が続けられており、定訳というべきものは確立されていないが、この答申では差し当たり「性と生殖に関する健康・権利」を用いる。

〔具体的な取組〕

ライフサイクルを通じて女性の健康を保障する観点から、女性の健康をめぐる現行の関連法令、関連制度について、リプロダクティブ・ヘルスを保障するための法的整備を含め、総合的に今後の在り方を検討すべきである。

当面、女性が正確な情報に基づき自らの健康について自由に選択・意思決定できるように、医療現場等におけるインフォームド・コンセントの普及促進、避妊の選択肢の拡大、治療・相談・援助に関する体制・サービスの充実などライフサイクルを通じた女性の健康づくりのための環境の整備を一層推進する必要がある。

母性（*1）には社会的に重要な機能があり、社会全体が保護すべきものであるが、同時に母性が女性差別の理由となってはならないことについて、あらゆる機会を通じて、認識の浸透を図るべきである。母子保健対策については、健康診査、保健指導・相談、医療援護等の一層の充実に努めるとともに、特に生命の危険にさらされやすい周産期における母子の健康を確保するため、総合的な周産期医療サービスの充実、調査研究等の推進が必要である。

HIV（*2）/エイズ、性感染症、思春期・更年期における健康問題等、女性の健康を脅かす問題について、正しい知識や認識の普及・浸透に努めるとともに、予防、健康診査、相談、治療など各段階で対策の一層の充実が必要である。

近年急速に発達している生殖技術については、

その安易な導入によって女性の心身の健康や人間の尊厳が損なわれないように医療関係者等の慎重な対応、情報の一層の公開等が求められる。リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、あらゆる機会を通じて、社会への定着・促進を図る必要がある。学校教育、社会教育及び家庭教育においては、幼児期から成人期に至るまで、女性と男性が適時、男女平等に基づき性に関する正しい知識が習得でき、女性の性的自己決定が尊重されるような教育・学習機会や広報・啓発の充実を図るべきである。

(*1) 母性：女性の妊娠、出産及び哺育の機能の顕在化に着目した概念である。

(*2) HIV (Human Immunodeficiency Virus) : ヒト免疫不全ウイルス。エイズはこのウイルスの感染により引き起こされる細胞性免疫不全状態を主な病態とする疾患である。

(4) 男女平等を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

〔取組の視点〕

家庭、学校、地域、職場などで行われる教育や学習は、人々の意識に男女の平等や女性の人権の尊重を根づかせるとともに、女性が社会のあらゆる分野で力をつけ、その責任を果たし、また、男性が家庭・地域にも主体的に参画していく上で、極めて重要な役割をもつ。

今日においても、男女共同参画社会を実現する上で最も大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく固定的な役割分担意識である。女性自身にも、また、男性の側にも根強く残っているこうした意識が是正されなければ、人権意識に基づいた真の男女平等の達成は著しく困難なものとなる。1995年(平成7年)からの10年間は「人権教育のための国連10年」に定められており、これに係る各種の取組とも連携を保ちつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ることが必要である。

人々の意識の中で、性別に基づく役割分担意識が解消され、人権意識に基づく男女平等観が確立されることは、一人一人の行動を変えることにとどまらず社会の様々な制度や慣行の変化を促す大きな力となる。

近年、心の豊かさや生きがいを求めて、性別にとらわれない自由な生き方を模索する傾向が強まっており、また、経済活動の成熟化・国際化、産業構造の変化、情報通信の高度化等を背景として、職場だけでなく家庭や地域においても、男女を問わず知識・技能を絶えず向上させることが求められている。こうした動きは、社会のあらゆる分野における男女共同参画を促す要因となるものであり、これらのニーズに対応できる多様な学習機会が生涯にわたって確保されることが一層重要となっている。

〔具体的な取組〕

家庭における親などのしつけや教育態度、生活習慣等が、子どもの持つ男女平等観や性別役割分担意識に強く影響することを認識して、子どもが性別にとらわれずに個性を伸ばすことのできるように留意しなければならない。その際、親等を対象として、家庭教育に関する学習機会の充実、相談・情報提供の充実に努めるとともに、仕事を持つ父親の家庭教育への参加を支援するなど、特に男性の積極的な家庭参加を促すことも必要である。

学校教育全体を通じて人権尊重、男女平等、相互協力・理解についての指導の充実を図る必要がある。

教職員の男女平等等に関する理解を促進するため、教員養成課程における教育の充実や、採用後の研修機会の充実を図る必要がある。また、児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重、男女平等の考え方を正しく伝えるため、指導者用資料の作成、教材の開発等も必要である。特に、教科書や教材においては、人権尊重や男女平等に関する内容の充実が一層期待されるほか、その内容が性別による固定的な役割分担を助長しないように十分な配慮が必要である。

学校において必要以上に女子と男子を分ける各種の慣習・慣行については、性別による固定的な役割分担を助長することのないように積極的に見直していくことが望ましい。

各教科において女性教員と男性教員の適当なバランスが確保されることが望ましいと考えられることから、教員を志望する学生の進路選択に当たって、これまでどちらか一方の性が少なかった教科につながる専攻分野についても積極的に情報を提供し、固定的なイメージにとらわれることのない

いように助言を与えることが必要である。

また、学校における政策・方針決定の場への女性の参画を促進するとともに、PTA活動における男性の積極的参加、働く女性や男性が参加しやすい運営、役員への女性の参画が望まれる。

進路指導に当たっては、生徒が自らの生き方を考え将来の目的意識を持ち、本人が主体的に進路を選択する能力・態度を身につけることができるように配慮すべきである。特に女子の進路選択に当たっては、教職員や保護者など助言を与えるべき立場にある者も、女子向き、男子向きといった固定的な考え方にとらわれることなく、幅広く専攻や産業・職業に関する情報を提供するように努めるとともに、今後の経済・社会情勢の変化も十分念頭に置いた選択がなされるように配慮すべきである。

また、学生や労働者が、企業、NPO、起業等の幅広い選択肢について適切な情報を与えられ、主体的に自らの職業設計を行い、それに合わせた職業能力開発のプランを長期的な視野に立って段階的、体系的に作っていくことを支援することも必要である。

女性の視点から従来の学問体系を再構築しようとする女性学について、大学を始めとする高等教育機関で、今後、男性研究者の育成も視野に入れつつ、教育・研究が更に振興されることが望ましい。また、あらゆる学問分野の教育・研究において、ジェンダーに敏感な視点が組み込まれることが期待される。女性学・ジェンダー研究等の研究成果については、社会教育などの場におけるプログラム開発などへ幅広く活用し、社会に還元されるように努めるべきである。

社会教育においては、女性と男性が生涯を通じて、人権の尊重と男女平等に関する意識を育むことができるように、学習機会の提供、学習プログラムの研究や教材の開発、専門的な指導者の養成等地域における男女平等の学習促進のための総合的な取組を図ることが重要である。

国立婦人教育会館、各地の公私立の婦人会館、女性センター等は、女性の活動の拠点施設として、女性が各種の情報を得、多様な学習機会にアクセスできるだけでなく、女性のグループや団体に自主的な活動や交流を展開できる貴重な場を提供し

ている。同時に、これらの施設は、女性が抱える問題の解決に向けた相談に応じたり、独自の視点に立った調査研究も行っており、今後、このような役割を果たす拠点施設が有機的な連携を図りつつ一層充実され、全国的に展開されることを期待したい。

また、今後、これらの施設においては、インターネットなど最新のメディアを視野に入れた全国的な女性に関する情報のネットワーク化の推進、経済・社会の変化等に対応した現代的課題の設定、地域の実情に応じた学習機会の提供、相談、調査研究及び情報提供の充実が期待される。さらに、これらの施設を男性も気軽に利用できるような雰囲気づくり、活動内容等への配慮も望まれる。

生涯にわたって職業などの社会活動と学校教育の間を行き来できるような柔軟な仕組み（リカレント教育）を構築する観点から、大学等への社会人の受入れの拡大や、放送大学、単位制高等学校等の整備など通じて学校教育へのアクセスの多様化を図ることが必要である。また、公開講座の充実、学校施設の開放の促進など、地域における生涯学習の場としての学校の機能を一層充実していくことが望まれる。さらに、技能審査で認められた能力を学校で単位として認定することの促進、社会教育やボランティア活動等における学習成果の評価と活用の促進等により、多様な学習活動の成果がいかされる仕組みを形成していくべきである。

5 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透 〔取組の視点〕

1975年（昭和50年）の国際婦人年以来今日まで、我が国の女性問題への取組は国際的な動向に連動する形で行われてきた。この間、女子差別撤廃条約を始めとする各種の条約、4回の世界女性会議における行動計画・行動綱領等女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針が、国内において様々な分野で様々な形で結実し男女共同参画社会の形成を促進してきたが、一方では、国内に取り入れられたものの必ずしも所期の成果をあげていないと指摘されているものもある。

近年、政治、経済、文化など社会のあらゆる分野

で情報化、地球規模化が一層の進展を見せており、国際社会における女性問題と国内の女性問題も一層緊密に関連し、共通の基盤を有するようになっていく。国内の問題の解決に当たって、地球的視点からの取組は欠かせない。

今後とも、国際社会における女性問題への取組の成果や経験を十分活用しつつ、国内における男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層充実させていくことが求められる。

〔具体的な取組〕

女子差別撤廃条約の積極的遵守と対応に努めるとともに、誰もが理解しやすい表現を用いて、国内への一層の浸透を図るべきである。また、同条約を一層実効あるものとするための選択議定書（*）の作成について検討が進められているところであり、こうした国際的な取組の動向についても十分配慮する必要がある。

我が国が批准している男女共同参画の推進に資する国際条約について、所期の目的が十分達成されるように、取組の充実、内容の普及・浸透を一層図るべきである。特に、批准後間もない児童の権利に関する条約及びILO第156号条約について、積極的な取組に努めるとともに、その内容を幅広く周知する必要がある。

女性に関わりの深いILO条約等の国際条約のうち未批准のものについて、男女共同参画の推進の観点から、積極的に対応すべきである。

第4回世界女性会議で採択された行動綱領について、国内施策への速やかな取り入れを図るとともに、2000年（平成12年）に予定される次の世界女性会議における国際的な行動計画づくりに向け、積極的に貢献していくべきである。

（*）女子差別撤廃条約の選択議定書：条約上の権利を侵害された個人等が直接女子差別撤廃委員会に救済を求めることができる制度に関する国際文書。

（2）「平等・開発・平和」の達成に向けた積極的貢献
〔取組の視点〕

第4回世界女性会議で採択された行動綱領は、女性の地位向上に当たって、平等、開発、平和の三つの目標達成が不可欠のものであり、一体として機能するものであることをあらためて確認している。

今なお地球上では、多くの女性と子どもが貧困や

飢餓にさらされ、人権の侵害に脅かされている。さらに、武力による紛争が続き、こうした状況に一層拍車をかけている地域もある。平和の維持は、平等・開発の達成にとっての基本的要件である。世界平和の達成への貢献は、我が国憲法の本質であり、引き続き重要な課題としてたゆまぬ取組が求められている。その際、我が国は、過去の歴史の反省に立ち、また、唯一の被爆国として、国際社会における平和の実現と確立に積極的役割を果たすことが期待されていることを忘れてはならない。

開発において、女性は受益者であるだけでなく重要な担い手でもあり、均衡のとれた持続可能な経済・社会・人間開発を実現するために、女性と男性が共に開発に参加し、開発から利益を受けることが不可欠である。

地球社会の「平等・開発・平和」の達成に向けて、女性と男性のパートナーシップ、政府とNGOのパートナーシップ、国境を越えたパートナーシップを確立することが必要である。各国・各地域の実状に応じて、女性が一生を通じて質の高い暮らしを送ることができるように、女性のエンパワーメントと男女格差の是正を目指した協力を充実させていくことが、21世紀への活路を開くこととなる。

〔具体的な取組〕

国連諸機関を通じて展開される世界の女性の地位向上のための活動に対して、積極的に協力、貢献すべきである。特に、第4回世界女性会議のフォローアップについて中心的役割を担う国連婦人の地位委員会や、女子差別撤廃委員会への積極的な参加と貢献に努めるべきである。また、引き続き国連の女性関係各種基金への拠出及び国際機関や地域レベルの諸活動に対する支援も重視すべきである。さらに、内外のNGOに対する支援の充実・強化が必要である。

平和を推進するための国際機関や国際会議において、紛争の平和的解決、予防外交・平和維持のための活動等に、女性の積極的参画を促進すべきである。その際、特に意思決定過程への参画を重視すべきである。あわせて、これらの活動に当たる女性の人材の育成を図る必要がある。

また、難民の約8割が女性と子どもであるので、難民に対して国際的保護や援助を与え難民問題の恒久的解決を図っている国連難民高等弁務官事務

所（UNHCR）や、児童の生存及び保護を図り長期的かつ持続可能な人間開発を目指している国連児童基金（UNICEF）などへの積極的貢献を行うべきである。

さらに、平和の維持や人道支援、傷ついた女性と子どもの保護・社会復帰などに協力している内外のNGOに対しても支援を行う必要がある。

ジェンダーに敏感な視点から、武力紛争が女性に及ぼす身体的、心理的、経済的及び社会的影響について研究を進め、その結果を広く一般に公開する必要がある。また、少女・少年への教育等を通じて、21世紀に向けて平和の文化を育てるべきである。さらに、「人権教育のための国連10年」に係る施策を着実に推進し、平和の基礎である内外の人権の推進と擁護に努めるべきである。

国際協力においては、事業の計画・実施・評価の各段階における女性の参加と受益を確保し、「途上国の女性支援（WID）イニシアティブ」（*1）、「人口・エイズに関する地球規模問題イニシアティブ（GII）」（*2）等にジェンダーに敏感な視点を強め、男女共同参画の基盤に立って包括的な取組を進めるべきである。その際、開発途上国の女性の切実な関心事である貧困の撲滅、教育の充実、健康水準の向上に引き続き重点を置くとともに、起業支援、情報事業支援など、女性のエンパワーメントに十分配慮する必要がある。

また、国際協力事業に従事する関係者のWIDに対する認識の向上に努めるとともに、実施に当たる要員の大幅な拡充、現地の事情に精通した女性問題の専門家の育成、確保等実施体制の一層の充実を図る必要がある。さらに、近年、女性の増加が著しい青年海外協力隊の活動を支援するとともに、様々な活動を行っているNGOとの協力を強めることが重要である。

環境に関する事業の計画・実施・評価の各段階で意思決定過程への女性の参画を促進するとともに、持続可能な開発のための政策及び計画において、女性に与える影響に十分配慮する必要がある。

また、環境問題に関する国際協力については、国際機関や内外のNGOとの連携を図りつつ、その取組を促進すべきである。

相互の信頼や友好関係を増進し平和、安定の基礎となる情報交換・人的交流について、国・地方

公共団体、NGOなどそれぞれのレベルで一層の充実に努めることが期待される。このため、インターネット等新たなメディアを活用した国際レベルの情報ネットワークづくりや女性に関する国際協力事業の一層の推進に努める必要がある。

（*1）途上国の女性支援（WID：Women in Development）イニシアティブ：女性のエンパワーメントのための国際的な貢献として、教育、健康、経済・社会活動への参加、の3つの分野を特に重視して包括的な取組を進め、WID分野の開発援助の拡充に努力するもの、1995年（平成7年）9月の第4回世界女性会議（北京）で発表。

（*2）人口・エイズに関する地球規模問題イニシアティブ（GII：Global Issues Initiative on Population and AIDS）：地球的展望に立った協力が必要な人口・エイズ分野において、1994年（平成6年）度から2000年（平成12年）度までの7年間でODA総額30億ドルをめぐりに開発途上国援助に対し積極的な協力を進めていくもの。

第3部 総合的な取組に向けた推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の実現を図るためには、第1部の長期的な展望に立って、第2部で具体的に述べた広範多岐にわたる取組を展開することが必要である。これらの取組を整合性をもって、総合的かつ効果的に推進するためには、そのための体制を確立し、国民的な広がりをもって社会のあらゆる分野で取り組まなければならない。

1 取組体制の明確化と国内本部機機の組織・機能等の拡充強化

〔取組の視点〕

女性問題の解決に当たって取り組むべき施策は広範、多岐にわたり、また、あらゆる政策分野において男女平等の視点を反映させる必要があることから、1975年（昭和50年）の国際婦人年以来、累次の世界女性会議等で女性の地位向上のための国内本部機構（*）の重要性が常に指摘されてきた。またこうした国際社会の動きに対応して、我が国においても国内本部機構の整備が着実に図られ、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官（女性問題担当大臣）を副本部長、全閣僚を本部員とする男女共同参画推進本部を中心として、行動計画に基づく各種の施策が行わ

れている。

男女共同参画社会の実現に向けて、国内本部機構に期待される機能は様々であるが、まず、その指針となるビジョンを明らかにした上で、効果的で基本的な計画を樹立し、その計画の進捗状況を把握しながら、総合的な見地からの整合性のある諸施策を着実に推進していくことが求められる。また、計画の策定や施策の推進に資する情報収集・提供、調査研究を行う機能や、地域の草の根レベルでの取組の促進、施策の浸透を図る観点から、広報・啓発機能、地方公共団体やNGOとの連携・協力を行う機能を担うことも重要である。さらに、地球規模の課題となっている女性問題へ積極的に貢献し、国際社会の動向を国内に的確に反映させていくため、国際機関や諸外国の国内本部機構との連携・協力を行う機能も一層強く求められる。

我が国の国内本部機構は1994年（平成6年）に大幅な充実・強化が図られたが、21世紀に向けて、男女共同参画社会の実現をこれまで以上に加速していくことが求められており、現行の国内本部機構の更なる充実・強化を図っていくことは最も重点的に取り組むべき課題の一つとして位置付けられる。

（*）国内本部機構：1987年（昭和62年）に国際連合事務局が主催した女性の地位のモニタリング及び向上のための国内本部機構に関するセミナーでは、「女性の地位向上を取り扱う機構として政府が認めた単一の組織又はしばしば異なった当局の下にある数種の組織の複合体」と定義されている。我が国では、男女共同参画推進本部（男女共同参画担当官会議を含む。）、男女共同参画審議会、これらの活動を支える事務体制等が、国内本部機構としてとらえられている。

〔具体的な取組〕

当審議会の存置期間（平成9年3月31日）が到来した後においては、内閣総理大臣及び関係各大臣から男女共同参画に係る政府の政策について諮問を受けこれに対して答申し、その施策の実施状況を把握し、並びに内閣総理大臣及び関係各大臣に対して基本的かつ総合的な観点から意見を述べることで、法律に基づく諮問機関を設置すべきである。あわせて、男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律について速やかに検討を進めるべきである。

国内本部機構は、男女共同参画社会実現に向けた総合的かつ基本的な指針となるビジョンを踏まえ、効果的で基本的な計画を策定し、総合的な見地から整合性のある諸施策の推進に努める必要がある。計画については、経済・社会情勢の変化等に対応したものとなるように適時適切な見直しに努めるべきである。また、計画の進捗状況について、今後とも定期的フォローアップを行い、その結果を公表すべきである。

さらに、国内本部機構の新たな機能として、男女平等に係わる問題の解決に当たるオンブズパーソン（*）についても、検討すべきである。

女性問題担当大臣についても、多岐にわたる関連施策の調整を効果的に行う観点から、当面は、内閣の要でもある内閣官房長官が引き続きその任に当たることが適当と考える。その際、内閣官房長官が女性問題担当大臣としての機能を十分に発揮できるように補佐体制の一層の充実を図るべきである。

男女共同参画に関する関係省庁の施策の一体的な推進を期すため、男女共同参画推進本部及び各省庁においてその所管に係る施策について、所要の調整を行う男女共同参画担当官による会議を機動的に開催すべきである。また、男女共同参画担当官については、あらゆる機会をとらえて相互の情報交換に努め、その活動の一層の活性化を図るべきである。さらに、行政に携わるすべての職員が女性の人権に対する認識を高め、ジェンダーに敏感な視点を養うことができるような研修機会や情報提供の充実を図っていくことも必要である。

国内本部機構の活動を支える事務局体制の強化を図る観点から、男女共同参画推進本部担当部署の一層の充実を図るとともに、それら行政機関相互の緊密な連携を確保すべきである。

国の行政機関から委嘱を受けて苦情相談・救済活動に携わる行政相談委員、人権擁護委員等については、女性への積極的な委嘱に配慮するとともに、男女共同参画に関する認識を高めるための研修、情報提供等の充実を図る必要がある。

また、国は、行政相談委員、人権擁護委員等の中から、女性問題等に関して高い識見を有する者を男女平等等をめぐる問題を重点的に取り扱う地域担当者として任命することや、さらに、これら

の地域担当者と で述べたオンブズパーソンとが緊密に連携し、取り扱った事例の蓄積が適切に施策に反映される仕組みなどを検討すべきである。

さらに、国は、女性問題等に係る苦情相談・救済に当たっては、地方公共団体の女性行政担当部署等の活動を尊重しつつ、相互の緊密な連携を確保する必要がある。

諸外国の国内本部機構の組織・機能、男女共同参画に係る法制度等について調査研究を行うとともに、男女共同参画をめぐる国際的な動向を随時把握する必要がある。また、各種の施策や計画が女性と男性に与える影響等について、評価・分析する手法の調査研究を進め、その成果を各種の政策に反映させることが必要である。さらに、性別に基づく固定的な役割分担意識の是正、あらゆる政策分野における男女平等の視点の反映に資するように、女性が置かれた状況を客観的に把握できる統計情報の蓄積・提供に努めるとともに、統計調査の設計及び結果の表し方についてもジェンダーに敏感な視点に基づき見直しを急ぐべきである。

性別に基づく固定的な役割分担意識の是正を図るため、国内本部機構が中心となって、特に男性や若い女性、企業・各種団体の指導者等への働きかけにも配慮しつつ、広報・啓発活動を一層活発に展開することが必要である。その際、国民一人一人が男女共同参画を身近に考え実践する契機となるような広報・啓発の方法を工夫すべきである。

国内本部機構は、地方公共団体やNGOへの情報提供に努めるとともに、我が国における取組やその成果についても積極的に海外へ紹介し、国際機関や諸外国の国内本部機構との連携・協力を充実させていくことが必要である。その際、地域的な近接性や文化的背景の共通性などから、アジア太平洋地域との連携に留意して相互交流の機会を充実させるとともに、インターネットなど新たなメディアの活用を積極的に図ることも望まれる。

(*) オンブズパーソン (ombudsperson) : オンブズマン (ombudsman) の両性形として、第4回世界女性会議で採択された行動綱領においても用いられている。

2 国、地方公共団体、NGO間の連携・協力の強化

〔取組の視点〕

男女共同参画社会の実現に向けて、住民に身近な地方公共団体や独自の視点に立って自主的な活動を展開するNGOの果たす役割は極めて重要である。国、地方公共団体、NGOが相互に密接な連携・協力を保ちつつ、それぞれの役割を十分果たすことによって、男女共同参画社会の形成が一層加速されるからである。

地域における男女共同参画の現状は、それぞれの風土や伝統、文化、慣習、住民の意識、経済状況などによって様々であるので、それらの実態を的確に把握した上で、問題に対応した効果的な取組が行われる必要があり、住民に身近な地方公共団体が地域における男女共同参画の推進に中心的な役割を果たすことが重要である。また、近年その推進が求められている地方分権は、女性の平等な参画による民主主義の成熟に裏付けられてこそ、成果を期待できるものであることに特に留意すべきである。

一方、NGOは、それぞれの理念や目的に基づいて結成され、専門的な分野で自主的な活動を展開しており、国や地方公共団体の取組が十分に行き届かない分野においても機動的に活動を実践している。これらの団体には自らの活動を通じて得た経験や知識に基づく政策提言や建設的な批判を期待できるものも少なくなく、このような声を施策に反映させていくことは、国や地方公共団体がよりよい施策を企画、立案、実施していく上でも必要なものと考えられる。もとより、NGOの活動は国や地方公共団体から一定の距離を置いて自主的に展開されるものであり、公的機関による介入や干渉は好ましくないが、両者の対等な協調関係を確立することは男女共同参画社会の実現に大きな力となるものである。このような観点に立って、国や地方公共団体は、NGOとの間で常時幅広く情報を共有し意見を交換するとともに、NGO相互の交流や情報交換を支援していくことが望まれる。

〔具体的な取組〕

男女共同参画社会の実現に向けて、地方公共団体に期待される役割は極めて大きく、国と地方公共団体との間で、情報提供、研修機会の提供、広報・啓発などについて一層連携を強化していく必要が

ある。

都道府県・指定都市においては、男女共同参画社会の実現に向けた推進体制がおおむね整えられ、地域の行動計画も策定されており、今後とも取組の着実な推進、内容の充実が期待される。また、住民に最も身近な行政を担う市区町村においては、男女共同参画社会づくりへの取組が緒についたばかりの場合が多く、今後、取組の一層の発展が期待される。このため、推進体制の整備・充実、地域の特色をいかした行動計画の策定・推進、広報・啓発などの各種事業の実施、職員に対する研修などに関して、国の積極的な支援が必要である。

特に、行動計画は各種の施策を総合的・効果的に推進する上で中心的な役割を果たすものであり、市区町村においても地域の实情に応じて自主的に策定されることが望ましいが、行動計画の策定に資するように、国が策定の手順や盛り込むべき基本的な事項などに関する標準的なガイドラインを作成して提示することも検討すべきである。また、地方公共団体における、地域の特色をいかした行動計画や先進的な取組事例について、情報提供を行う必要がある。

さらに、市区町村における自主的な取組を支援するため、男女共同参画宣言都市（*1）や女性問題全国都市会議（*2）に対して積極的な情報提供に努めるとともに、これらの都市間相互の情報交換等を支援することも必要である。

男女共同参画社会づくりの取組は、地方公共団体の首長の意識によって大きく左右されることから、あらゆる機会を通じて、地方公共団体の首長に対して、男女共同参画社会への理解が深まるような働きかけが行われることが必要である。

地方公共団体の女性行政担当部署には、国の苦情相談・救済の仕組みと相互に緊密な連携を図るとともに、独自の担当者を委嘱ないし任命するなど、女性問題等に係る苦情相談・救済の仕組みを検討することが期待される。

男女共同参画社会の実現に向けて国と地方公共団体が連携して行う各種事業の一層の充実を図るとともに、広報・啓発に関する事業については企画から実施に至る各段階で、必要に応じて地域におけるNGOとも密接な連携を保ちつつ、その効果が一層高まるように努める必要がある。

国の施策や国際会議などの動向に関する情報、地方公共団体やNGOの日常の活動、先駆的な取組等に関する情報が相互に共有される必要がある。情報交換に当たっては、新たなメディアの活用も考慮しつつ、適時適切な内容をメディアの特性に応じて、相互に伝達するとともに、市区町村や地域で活動する小規模なNGOであっても情報を入手し発信できるように配慮する必要がある。

（*1）男女共同参画宣言都市：地域を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む決意を表明し、男女共同参画推進のための各種施策を重点的に展開している自治体。

（*2）女性問題全国都市会議：女性問題を総合的に研究協議するとともに、都市間の交流を推進し、女性に係る施策の実践的展開を図ることを目的として、全国の68都市（1995年（平成7年）11月現在）が自主的に組織する研究会。

資料1

男女共同参画審議会 名簿

（50音順）

（□：会長 ○：会長代理）

（委員）

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 有馬真喜子 | （（財）横浜市女性協会理事長） |
| 岩男寿美子 | （慶應義塾大学教授） |
| 江村 英子 | （前生活改善実行グループ全国連絡研究会会長） |
| 岡澤 憲芙 | （早稲田大学教授） |
| 川口 順子 | （サントリー株式会社常務取締役） |
| 木村尚三郎 | （東京大学名誉教授） |
| 小谷 直道 | （読売新聞社論説委員） |
| 小宮山洋子 | （日本放送協会解説委員） |
| 志熊 敦子 | （（財）日本女子社会教育会理事長） |
| 谷口 隆志 | （勤労者福祉振興財団理事長） |
| 利谷 信義 | （お茶の水女子大学教授） |
| 中村 紀伊 | （主婦連合会参与） |
| 縫田 峰子 | （ジャーナリスト） |
| 樋口 恵子 | （東京家政大学教授） |
| 藤原 房子 | （ジャーナリスト） |
| 古橋源六郎 | （国家公務員等共済組合連合会理事長） |
| 松本 惟子 | （（財）婦人少年協会常務理事）
平成8年11月6日付けで辞任 |

松山 幸雄 (共立女子大学教授)

八代 尚宏 (上智大学教授)

山野 和子 (フォーラム「女性と労働21」代表)
(専門委員)

大沢 真理 (東京大学助教授)

大森 真紀 (早稲田大学教授)

奥山 明良 (成城大学教授)

木村 陽子 (奈良女子大学助教授)

原 ひろ子 (お茶の水女子大学ジェンダー研究
センター教授)

宮内 義彦 (オリックス(株)取締役社長)

横田 洋三 (東京大学教授)